

十一条第三項の規定により合議体を構成する調停員のうちから、法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項に規定する紛争についての調停を行うための会議（以下「機会均等調停会議」という。）を主任となつて主宰する調停員（以下「主任調停員」という。）を指名する。

2 主任調停員に事故があるときは、あらかじめその指名する調停員が、その職務を代理する。

（機会均等調停会議）

第六条 機会均等調停会議は、主任調停員が招集する。

2 機会均等調停会議は、調停員一人以上が出席しなければ開くことができない。

3 機会均等調停会議は、公開しない。

（調停の申請）

第七条 法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十八条第一項の調停（以下「調停」という。）の申請をしようとする者は、調停申請書（別記様式）を当該調停に係る船員の労務管理の事務を行なう事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出しなければならない。

（調停開始の決定）

第八条 所轄地方運輸局長は、調停員に調停を行なわせることとしたときは、遅滞なく、その旨を主任調停員に通知するものとする。

2 所轄地方運輸局長は、調停員に調停を行なうこととしたときは関係当事者の双方に対しても、調停を行なわせないこととしたときは調停を申請した関係当事者に対しても、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（関係当事者等からの事情聴取等）

第九条 法第三十一条第五項の規定により読み替えて準用する法第二十条の規定により調停員から出頭を求められた者（以下「出頭者」という。）は、主任調停員の許可を得て、補佐人を伴つて出頭することができる。

2 補佐人は、主任調停員の許可を得て陳述を行うことができる。

3 出頭者は、主任調停員の許可を得て当該事件について意見を述べることができる。この場合において、当該出頭者は、主任調停員の許可を得て他人に代理させることができる。

4 前項の規定により他人に代理させることについて主任調停員の許可を得ようとする者は、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理の権限を添付して、主任調停員に提出しなければならない。

代理の権限を証明する書面を添付して、主任調停員に提出しなければならない。

（文書等の提出）

第十条 調停員は、事件の事実の調査のために関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者その他他の参考人に対し、当該事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

（調停手続の実施の委任）

第十一条 調停員は、必要があると認めるときは、調停の手続の一部を特定の調停員に行なせることができる。この場合において、第六条第一項及び第二項の規定は適用せず、第九条の規定の適用については、同条中「主任調停員」とあるのは、「特定の調停員」とする。

（関係労使を代表する者の指名）

第十二条 調停員は、法第三十一条第五項の規定により読み替えて準用する法第二十二条の規定により意見を聞く必要があると認めるとときは、当該調停員を指名した所轄地方運輸局長の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体に対して、期限を付して関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者の指名を求めるものとする。

2 前項の求めがあつた場合には、当該労働者団体又は事業主団体は、当該事件につき意見を述べる者の氏名及び住所を調停員に通知するものとする。

（調停案の受諾の勧告）

第十三条 調停案の作成は、調停員の全員一致をもつて行うものとする。

2 調停員は、調停案の受諾を勧告する場合に定めて行うものとする。

3 関係当事者は、調停案を受諾したときは、その旨及び氏名又は名称を記載した書面を調停員に提出しなければならない。

（権限の委任）

第十四条 法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十九条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを受けたとき、船員の労務管理の事務を行なう事務所の所在地を管轄する地方運輸局長が行うものとする。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七十九号）抄

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式による申請書は、この省令による改正後の別記様式にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なおこれを使用することができる。

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

附 則（平成二六年七月一七日国土交通省令第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、船員法の一部を改正する法律の整備に関する法律（平成九年法律第九十二号）附則第一条第二号に定める日（平成十年四月一日）から施行する。

附 則（平成一一年三月二三日運輸省令第六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成二五年二月二八日国土交通省令第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則（平成二〇年九月一日国土交通省令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月一日国土交通省令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年三月一日から施行する。

附 則（平成二〇年九月一日国土交通省令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月一日国土交通省令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年三月一日から施行する。

附 則（平成二二年一月二九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一三年九月二八日国土交通省令第一三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年二月二六日国土交通省令第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年三月一日から施行する。

附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一四年五月二十五日国土交通省令第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

2 第一条の規定による改正後の船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則第四条の二の規定の適用については、施行の日から令和八年三月三十一日までの間は、同条中「法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十一条の二に規定する業務」とあるのは、「法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第二項の規定により読み替えて適用

書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。

（附則）（平成一九年三月一日国土交通省令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（附則）（平成二〇年九月一日国土交通省令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

（附則）（平成二一年三月一日国土交通省令第八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年三月一日から施行する。

（附則）（平成二二年一月二九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

（附則）（平成一三年九月二八日国土交通省令第一三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

（附則）（平成一四年二月二六日国土交通省令第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年三月一日から施行する。

（附則）（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（附則）（平成一四年五月二十五日国土交通省令第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

2 第一条の規定による改正後の船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則第四条の二の規定の適用については、施行の日から令和八年三月三十一日までの間は、同条中「法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法第十一条の二に規定する業務」とあるのは、「法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される法附則第二項の規定により読み替えて適用

される法第十三条の二に規定する業務」とする。

附 則（令和二年一二月一三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年一月七日国土交通省令第二号）抄

（施行期日）

- 第一条** この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

別記様式（第七条関係）

別記様式（第七条関係）		
調停申請書		
申 請 者 の 姓 名	氏名	電話
申 請 者 の 姓 名	住所	電話
申 請 者 の 姓 名	氏名	電話
申 請 者 の 姓 名	住所	電話
調停を求める事項及びその理由		
紛争の経緯		
その他参考となる事項		
年 月 日		
申請人 氏名又は名称 地方運輸局長 氏名 運輸監理課長		